

■ヒトパピローマウイルス感染症予防接種（子宮頸がん予防ワクチン）の説明書■

～予防接種の前に必ずお読みください～

1. ワクチンの接種について

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種は、ヒトパピローマウイルスワクチンの安全性について特段の懸念が認められないこと、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたため、希望される場合は、接種の有効性とリスク（副反応）を理解したうえで、接種してください。

法律に基づいて実施していますので、対象年齢を過ぎると、任意接種（有料）になります。

定期予防接種のヒトパピローマウイルス感染症のワクチンは、9価HPVワクチン（シルガード9）のみにあります。

ワクチンを接種しても、全ての子宮頸がんを予防できないので子宮頸がん検診は必要になります。

泉南市では、20歳以上の方を対象とした子宮頸がん検診を実施しています。子宮頸がんを早期に発見するためにも、20歳を過ぎたら、ぜひ2年に1回、定期的に子宮頸がん検診を受診しましょう。

2. 対象者

12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日まで（高校1年生相当）の間にある女子で、標準的な接種対象者は、中学1年生相当の女子です。

保護者が同伴をしない場合（13歳以上16歳未満に限る）は、事前に予診票にある「保護者を同伴しない場合」欄に必要事項を記入し、同意した場合に限り接種することができます。

3. ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症について

ヒトパピローマウイルス（HPV）感染は、ヒトにとって特殊なウイルスでなく、多くの人が感染し、そしてその一部が子宮頸がん等を発症します。100種類以上の遺伝子型があるHPVの中で、子宮頸がんの約50～70%は、HPV16、18型感染が原因とされています。HPVに感染しても多くの場合、ウイルスは自然に検出されなくなりますが、一部が数年～十数年間かけて前がん病変の状態を経て子宮頸がんを発症します。

子宮頸がんは、すべての年代の女性が発症する可能性がありますが、近年、20～30歳代で増加しているのが特徴です。ワクチンでHPV感染を防ぐとともに、子宮がん検診によって前がん病変を早期に発見・治療することで、子宮頸がんの発症や死亡の減少が期待できます。

4. HPVワクチン（シルガード9）の効果等について

組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（シルガード9）は、多くの種類があるHPVのうち、子宮頸がんなどの原因となる16・18・31・33・45・52・58型のHPVと尖圭コンジローマ（性器にできるイボで再発する）などの原因となる6・11型のHPVに対する免疫を獲得することができるワクチンです。しかしながら、この9種類以外の型のHPV感染の予防や、ワクチン接種時に既に感染しているHPVを排除したり、発症している子宮頸がん等を治療することはできません。ウイルスに感染する前の予防が重要となります。

標準的な接種スケジュール

1回目の接種を15歳になるまで（15歳未満）に受ける場合

6か月の間隔をあけて2回、肩に近い腕または太ももの筋肉に注射します。

1回目

2回目(初回から6か月後)

6か月

※ただし、当該方法をとることができない場合は、1回目と2回目の接種は、5か月以上あけます。5か月未満である場合、3回目の接種が必要で、この場合、3回目接種は、2回目から3か月以上の間隔をあけて3回目を接種します。

1回目の接種を15歳になってから受ける場合

約6か月の間に3回、肩に近い腕または太ももの筋肉に注射します。

1回目

2回目(初回から2か月後)

3回目(初回から6か月後)

2か月

6か月

※ただし、当該方法をとることができない場合は、2回目は1回目から1か月以上、3回目は2回目から3か月以上あけます。

いずれの場合も、1年以内に接種を終えることが望ましいです。

5. 副反応について

主な副反応は、発熱や、局所反応（注射部位の痛み・赤み・腫れ）です。また血管迷走神経反射といって注射による痛みや心因性の反応などによる失神（気を失う）することがあります。まれに報告される重い副反応としては、アナフィラキシー（ショック症状、呼吸困難、じんましんなど）、ギラン・バレー症候群（下から上に向う両足のまひ）、血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻血、口腔粘膜の出血等、月経出血の増加など）、急性散在性脳脊髄炎（ADEM：まひ、知覚障害、運動障害など）があらわれることがあります。現在、因果関係は不明ながら、接種後に、注射部位に限局しない激しい痛み、しびれ、脱力等があらわれ、長時間症状が持続する例が報告されているため、このような症状が疑われた場合は、すぐに医師に申し出てください。

6. 次の方は、予防接種を受けることができません

- ① 明らかに発熱がある場合（通常は37.5℃を超える場合）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ ワクチンの成分（詳しくは医師におたずねください）によって過敏症（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応を含む）をおこしたことがある場合
- ④ その他、かかりつけの医師が予防接種を受けないほうがよいと判断した場合

7. 次の方は、接種前に医師にご相談ください

- ① 血小板減少症や凝固障害を有する場合
- ② 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障がいなどの基礎疾患のある場合
- ③ 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状のみられた場合
- ④ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある場合
- ⑤ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある場合もしくは先天性免疫不全症と診断された近親者がいる場合
- ⑥ 外傷等を契機として、原因不明の痛みが続いたことがある場合
- ⑦ 他のワクチンを含めて以前にワクチンを接種した際に激しい疼痛やしびれがあった場合
- ⑧ 妊娠あるいは妊娠している可能性のある場合、産婦あるいは授乳中の場合

8. 接種後の注意

- ① 接種後に、失神による転倒をさけるため、接種後の移動の際は、保護者等が腕を持つなどして付き添うようにし、接種した医療機関で30分程度は体重を預けられるような場所で座るなどして様子を見るようにしてください。また、なるべく立ち上がらないよう安静にし、医師とすぐに連絡がとれるようにしておいてください。
- ② 接種後は強く揉まず、軽く押さえる程度にとどめてください。
- ③ 接種後に接種した部位が腫れたり、痛むことがあります。これは、体内に備わっている抵抗力が注射した成分を異物として認識するためにおこります。通常は数日間で治ります。
- ④ 接種後は、接種部位を清潔に保ってください。
- ⑤ 接種翌日まで、過度の運動を控えてください。
- ⑥ 接種した日の入浴は差し支えありませんが接種部位をこすことはやめましょう。
- ⑦ 接種後1週間は症状に注意し、気になる症状があるときは医師にご相談ください。

9. 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残す等の健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障がい治癒する期間まで支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいはのちに紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律など、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

【問合せ先】 担当：泉南市健康子ども部保健推進課 電話：072-482-7615（直通）